

<Kawasaki/Kaze/Orico カード MC>

- ・カワサキ/KAZE カード会員規定
- ・ポイントバック規定

<カワサキ/KAZE カード会員規定>

第1条（名称）このカードは、株式

会社カワサキモータースジャパン（以下「カワサキ」という）と株式会社オリエントコーポレーション（以下「オリコ」という）が提携して発行するもので、カワサキ/KAZE カード（以下「カード」という）と称します。

第2条（会員）カード会員（以下「会員」という）は、本規定及び別途オリコが定めるオリコカード会員規約、並びにポイントバック規定を承認の上入会を申込み、カワサキ及びオリコ（以下「両社」という）が本人会員又は家族会員として入会を認めた方を会員とし、オリコカードを貸与します。

第3条（年会費）会員は、カワサキに対して所定の KAZE 年会費を原則カードを利用して支払うものとします。

第4条（サービスの利用）会員は、カワサキ（カワサキのグループ関係会社を含む）が提供するサービスを受ける場合、カワサキ所定の方法により利用するものとします。但し、家族会員はカワサキの提供する特典及びサービスの一部を受けることができないものとします。

第5条（カードによる車両購入）会員は一部のカワサキ正規取扱店においては、カードによる車両購入代金等の全部又は一部の信用販売を受けられないことがあることを承認します。

第6条（会員情報の提供と交換及びその保護）（1）会員は両社及び両社が業務委託する業者において業務上必要な範囲で、会員に関する情報の提供又は交換がなされることを承認します。（2）両社は前項により知り得た会員の情報について、会員のプライバシーの保護に十分注意を払うものとします。

第7条（会員資格の喪失）（1）カワサキは、会員が KAZE 年会費の支払いを怠った場合には、何らの通知・催告を要しないで会員資格を喪失させることができます。尚、本人会員が会員資格を喪失した場合は、その家族会員も会員資格を喪失するものとします。（2）会員が、前項により会員資格を喪失した場合、オリコは当該会員のオリコカード会員資格を喪失させることができるものとします。（3）会員が、KAZE 会員資格又はオリコカード会員資格の何れかを喪失した場合は、本規定による会員資格も喪失するものとします。（4）会員は、会員資格を喪失した場合には、直ちにオリコカードを返還するものとします。

ポイントバック規定

第1条（目的）本規定は、カワサキ/KAZE カード会員（以下「会員」という）がカワサ

キ/KAZE カード（以下「カード」という）の利用に応じ、株式会社カワサキモーターズジャパン（以下「カワサキ」という）もしくは株式会社オリエントコーポレーション（以下「オリコ」という）から提供される特典の内容・条件及び方法等を定めたものです。

第 2 条（ポイントバック）(1) ポイントバックとは、会員又はその家族会員がカードにより信用販売を受ける商品の購入又は役務の提供等の利用代金（以下「カード利用代金」という）に対して付与されるポイント（以下「ポイント」という）を、所定の割合により金額に換算し、これを利用して会員に提供される以下の各号のサービス制度をいいます。(a) 金員の割戻し（以下「キャッシュバック」という）サービス。(b) カワサキが別に指定する商品との引換えサービス。(2) ポイントは、会員がオリコに支払うカードの利用代金及びその手数料から割引く方法によって会員に付与されるものとし、前項各号に定めるポイントによるサービスはオリコからカワサキを通じて会員に提供されるものとします。(3) 会員が会員資格を喪失した場合はポイントバックを利用できないものとします。

第 3 条（ポイントの付与対象）ポイントの対象となるカード利用代金は、カードを利用したショッピングの利用代金に限られるものとし、キャッシング・各種ローン・オリコもしくは KAZE の年会費・保険掛金その他のものは含まれないものとします。

第 4 条（家族会員のカード利用代金）家族会員のカード利用代金に対して付与されるポイントは、すべて本人会員に帰属するものとします。

第 5 条（ポイントの計算）会員のポイントの計算方法は、会員の月間カード利用代金を特定の加盟店毎に合算し、その合計額の 1,000 円未満を切捨てた利用代金に対し、特定の加盟店毎にカワサキの定めた割合を乗じて算出するものとします。

第 6 条（ポイントの付与日）ポイントは、毎月末日にオリコ所定の方法で締切られたカード利用代金に応じて、オリコ所定の日に会員に付与されるものとします。

第 7 条（ポイント付与の取消）(1) 会員又はその家族会員の商品の購入又は役務の提供等が無効・取消になった場合、そのカード利用代金に応じたポイントも遡って無効・取消となります。(2) 会員がカード利用代金を約定支払日に支払わなかった場合、カワサキ又はオリコはその利用代金に応じたポイントを付与しないことができるものとします。(3) 付与されたポイントを利用してサービスの提供を受けた後にその全部又は一部のポイントが無効・取消となった場合、会員は当該ポイントに相当する金員をカワサキもしくはカワサキの指定する者に対し、直ちに支払うものとします。

第 8 条（有効期間）それぞれのポイントの有効期間は、第 6 条に定める付与日を含む月の初日に遡って効力を生じ、その付与日を含む月より起算して 36 カ月目の末日までとします。

第 9 条（ポイントの通知）獲得したポイント数及び累積された有効なポイント残高等は、オリコから送付されるご利用代金明細書等により会員に通知されるものとします。

第 10 条（キャッシュバックの支払条件）会員は、累積されたポイントが指定されたポイント以上になった場合に限り、キャッシュバックの支払いをカワサキに請求することができるものとします。この場合会員は、所定の申請書に必要書類を添付する方法で請求するも

のとします。

第 11 条（キャッシュバックの上限）1 回のキャッシュバックで対象となるポイントは、カワサキが予め定めたポイント数を上限とします。

第 12 条（キャッシュバックの支払方法）キャッシュバックの支払方法は、キャッシュバック支払時の会員のお支払い預金口座に、振込手数料を差引いた金額を振込む方法によるものとします。

第 13 条（商品引換えサービス）(1) 会員は、有効ポイントがカワサキの指定するポイントを超えた場合、累計されたポイントを利用してカワサキが別に指定する商品との引換えを、所定の申請書に必要書類を添付する方法で請求することができるものとします。(2) 1 回の申請で利用できるポイントは 5 万ポイントを上限とし、カワサキの指定するポイント単位で利用できるものとします。

第 14 条（ポイントの利用方法）会員は第 10 条・第 13 条の規定に基づきポイントを利用する場合、付与された時期の古いポイントから順に利用するものとします。尚、上限を超えるポイントは、その有効期間内において次回以降のサービス提供の対象となるポイント残高に充当することができるものとします。

第 15 条（ポイントの換算）ポイントは、1 ポイントにつき 1 円の換算率で算出するものとします。但し、この換算率は、物価の変動・経済情勢の変化その他相当な事由があるときは、カワサキがその換算率を変更することができるものとします。

第 16 条（サービス提供の審査）(1) カワサキは、ポイントの利用の請求を受けた場合、所定の期間内に審査を行ったうえで、当該サービス提供の可否を決定するものとします。(2) 利用対象となるポイント残高は、審査を経てサービス提供を決定した後の所定日時点での有効なポイント残高としますので、ご利用代金明細書又はカワサキ所定の方法により伝えられたポイント残高と異なる場合があります。(3) カワサキは、所定の審査により会員又はその家族会員が各サービスの申請に関し不正・虚偽の行為をしたと認めた場合、又は本規定もしくはカワサキ/KAZE カード会員規定並びにオリコカード会員規約を遵守していないと認めた場合には、当該会員へのサービス提供を拒否又は留保することができるものとします。

第 17 条（他のカードとの取扱い）会員がカードを複数枚保有している場合には、本規定に基づきカードごとにポイントの付与・サービス提供等を行うものとします。

第 18 条（公租公課）会員はポイントバックの利用によって生じる公租公課は、すべて会員が負担するものとします。

第 19 条（ポイントの消滅）会員が理由の如何を問わずカード会員資格を喪失した場合、既に累積されているポイントは全て自動的に失効するものとし、本規定におけるすべての権利・義務も自動的に消滅するものとします。

第 20 条（譲渡禁止等）会員は理由の如何を問わず、ポイントバックにおける権利・義務を他人に貸与・譲渡・担保提供等の処分、又は相続させることはできません。

第 21 条（その他）(1) カワサキは、予告なしにいつでもポイントバックを終了もしくは中止又は内容を変更できるものとし、会員は予めその旨了承するものとします。(2) ポイントバックの内容は、日本国の法令の下に規制されることがあります。